

京丹後市監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定に基づき、令和元年度に実施した監査結果を、次のとおり公表する。

令和元年12月3日

京丹後市監査委員 東 幹 夫

京丹後市監査委員 藤 田 太

1 監査の種類

財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項の規定による監査）

公の施設の指定管理者監査

2 監査の対象、期間等

(1) 監査の対象

監査対象団体・施設名称	所管部/課
①京丹後市商工会 京丹後市大宮織物ホール	商工観光部/ 商工振興課
②株式会社ラソクラフト 京丹後市農林漁業体験実習館、地域休養施設 はしうど荘 京丹後市郷土文化保存伝習施設 伝習館	商工観光部/ 観光振興課

(2) 監査の期間等

令和元年9月12日から令和元年11月29日まで

（説明聴取日 令和元年10月24日）

3 監査の内容

監査は、次の事項に着眼点をおいて実施した。

(1) 指定管理者

- ア 施設は、関係法令等の定めるところにより、適切に管理されているか。
- イ 基本協定書等に基づく義務の履行は、適切に行なわれているか。
- ウ 利用料金収入や施設管理に関する収支に係る会計処理は、適正に行なわれているか。
- エ 事業報告書は適正に作成されているか。(管理業務の実施状況、利用状況、料金収入の実績及び管理経費の収支状況等)
- オ 利用促進のための努力はなされているか。
- カ 施設管理に係る諸規程は整備されているか。

(2) 所管課

- ア 基本協定書等には必要事項が適正に記載されているか。
- イ 業務履行確認は、事業報告書により適正になされているか。
- ウ 指定管理者に対して業務履行の状況を適正に把握し、必要な指示を適切に行なっているか。

4 監査の方法

監査に当たっては、事前に下記の書類、資料の提出又は提示を求め、指定管理者及び市の所管課長等から内容を聴取し実施した。指定管理施設については、指定管理者の立ち合いも求め、現地確認も併せて行った。

- (1) 公の施設の指定管理者に係る調書
- (2) 基本協定書
- (3) 業務仕様書
- (4) 平成30年度年度協定書
- (5) 平成30年度事業計画書
- (6) 平成30年度事業報告書
- (7) 施設の指定管理における懸案事項・問題点等

5 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

京丹後市商工会

1 指定管理者の概要

- (1) 名 称 京丹後市商工会
- (2) 所在地 京丹後市峰山町杉谷836番地の1
- (3) 設立年月 平成19年4月1日
- (4) 役員構成 会長1人、副会長2人、理事30人、監事2人

2 監査対象施設の概要

(1) 対象施設

区 分	内 容
施設名称及び 所在地	京丹後市大宮織物ホール 京丹後市大宮町周枳1番地
施設の構造	鉄筋コンクリート2階建折版葺
施設の面積	床面積 1階 614.66㎡ 2階 616.41㎡
建築年月	昭和47年7月
施設内容	1階：会議室、和室、京丹後市商工会大宮支所事務室など 2階：大ホール、予備室など 駐車場 ※1階には丹後法律相談センター・大宮相談所と喫茶店が入館しているが、指定管理者の管理範囲外である。
休 館 日	月曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、1月2日、同月3日及び12月28日から同月31日まで
利用時間	午前9時～午後10時

(2) 利用者の状況 (単位：人)

	平成30年度	平成29年度	対前年増減率	平成28年度	平成27年度
大ホール	5,897	5,107	15.5%	6,133	6,433

(3) 利用料金の収入状況 (単位：千円)

	平成30年度	平成29年度	対前年増減率	平成28年度	平成27年度
利用料金	407	439	▲7.3%	436	613

※空調料金収入は除く。

3 職員の配置

平成30年度末現在の職員数は、京丹後市商工会全体で常勤26人、うち京丹後市商工会大宮支所に2人配置している。

4 指定期間

京丹後市大宮織物ホール（以下「本施設」という。）は、平成18年4月1日から指定管理者制度を導入し、次の指定期間で指定管理者が施設の管理運営を行っている。

なお、京丹後市商工会は、平成19年4月に丹後6町（峰山町、大宮町、網野町、丹後町、弥栄町、久美浜町）の商工会が合併して設立された。

- (1) 第1期 平成18年4月1日～平成23年3月31日（5年間）
指定管理者：京丹後市大宮町商工会、京丹後市商工会
- (2) 第2期 平成23年4月1日～平成28年3月31日（5年間）
指定管理者：京丹後市商工会
- (3) 第3期 平成28年4月1日～令和3年3月31日（5年間）
指定管理者：京丹後市商工会

5 指定管理料

平成30年度 2,730,000円

6 施設の設置目的及び利用状況

本施設は、市内の織物関係者の知識、技能の修得及び新製品等の研究開発を助長し、併せてその福祉の増進を図ることを目的に、合併前の大宮町が昭和47年に整備した施設である。主に、大ホールが市民団体等のレクリエーションや文化活動、催しの場等として利用されている。1階は、会議室、和室のほか指定管理者である京丹後市商工会大宮支所の事務室があり、経営支援員2人が配置され商工会業務と本施設の管理業務を行っている。

(1) 利用者数の状況

平成30年度の利用者は、全て大ホールの利用者である。前年度と比較すると790人の増加となったが、前年度は、大ホールの空調工事等のため、工事期間中は大ホールの利用を休止したことによる利用者の減少があり、過去5年間では、平成27年度を最高に利用者数は減少傾向にある。主に大宮町域の市民サー

クル活動の場として利用されている。

(2) 利用料金の状況

平成30年度の利用料金は、全て大ホールのものである。前年度比較で32,000円の減少となった。過去5年間では、平成27年度を最高に減少傾向にある。

7 経理の状況

経理においては、施設経理に係る領収書等関係書類の整備・保存は適切に行われており、それら関係書類の照合・確認によって会計経理等の事務についてはおおむね適正に執行されているものと認められた。

8 監査の意見

監査の着眼点に基づき、実地調査、書面監査及び担当者からの説明聴取を行った結果、基本協定書、業務仕様書に係る施設の運営管理、業務内容及び履行方法に一部改善又は検討を要する事項が見受けられた。

なお、軽微な注意事項については、その都度、監査時に口頭で指摘した。

(1) 本業務の再委託について

指定管理者は、本業務を第三者へ委任し又は請け負わせること（以下「再委託」という。）はできないが、本業務の一部について再委託する場合は事前に市の承認が必要である。

しかし、指定管理者は、市の承認を得ずに再委託を行っていた。また、休日・夜間など職員の不在時における施設出入口の開錠・施錠やその鍵の保管、利用料金の收受等も同様に再委託していた。本業務の実施は指定管理者の責務であり、再委託は例外的な取扱いであるため、適正な施設管理を行うよう改められたい。

所管課は、基本協定書に基づき適正に再委託を行なうよう指定管理者を指導するとともに、業務の内容や実施方法、選定先等を十分精査し再委託の可否を判断されたい。

(指定管理者、商工振興課)

(2) 利用料金の徴収について

業務仕様書では、利用料金徴収業務について、「前納を原則とするが、指定管理者が認める場合には、後納又は分納することができる。」と定めているが、一部の団体で納付が3か月遅れている事例が見受けられた。指定管理者による

と、団体の都合で後納になったとのことであるが、未納が発生することがないよう、後納の場合は納付期限を定めるなど検討されたい。

また、領収印の押印漏れや、利用申請書が確認できない事例も見受けられたので、適切な事務処理に努められたい。

(指定管理者)

(3) 利用料金の減免について

本施設は、使用料を利用料金として指定管理者の収入としているため、条例等で規定されている施設の管理基準等の範囲で、指定管理者の判断により利用料金を減免することができる。しかし、減免は、あくまでも特別な措置であり、利用料金の設定と併せて減免の運用基準等を定め、市の承認を受けるなど、公平性の確保に努めなければならない。

指定管理者は、従来からの慣例で減免を行っており、条例等で規定された減免の趣旨や基準に沿った運用を行っていなかった。指定管理者は、本施設が利用料金や公費で運営されているであることを十分認識した上で、減免の運用について適正な対応をとられたい。

(指定管理者)

(4) 緊急時の対応について

基本協定書等では、指定管理者は災害、事故等の緊急時の対策についてマニュアルを作成するとともに、職員等に対する指導及び訓練を義務付けている。

施設の消防計画書は確認できたが、平成29年7月に最終改正されたもので、現在の職員の氏名と異なっていた。また、マニュアルの作成や職員に対する指導、避難訓練が行われていなかったため、早急に作成するとともに避難訓練等を実施し危機管理体制を整備されたい。

(指定管理者)

(5) 指定管理者口座について

市では、指定管理者が行なう会計処理の透明性確保の観点から、指定管理者が施設の管理運営に使用する口座については、本業務に固有の金融機関口座の開設を原則としているが、指定管理者は、本施設を含め市内の各商工会支所の管理経費を一括した口座で管理している。管理運営上、固有口座の開設が困難な場合には、所管課との協議の上、取扱いを検討されたい。

(指定管理者、商工振興課)

(6) 施設の利便性等について

施設内の確認を行い、施設、設備及び備品の老朽化が進んでいる状況等を踏まえ、施設存続の方向性について所管課に意見を求めたところ、多くの市民に利用されている施設であり、今後も指定管理者制度による管理を継続する、とのことであった。

指定管理者が実施した利用者アンケートでは、施設の利便性に対する要望が多く寄せられていた。特に要望の多かったのは、トイレの洋式化である。1階、2階は全て和式で洋式の設置がなく、高齢者等が施設を利用するには不便であり、さらに一部は故障のため使用できない状態だった。

近年は、民間及び公的施設いずれにおいても、和式トイレに加えて洋式トイレの設置が一般的である。施設継続の方向性が出されている施設であり、利用者の利便性や安全等を確保するため、トイレの洋式化への改修について、必要箇所や優先度を把握しながら計画的に実施されたい。

(指定管理者、商工振興課)

(7) 指定管理者に対する指導、監督について

指定管理者の業務等について改善を要する事項は前述のとおりであるが、事務処理に関する改善点は、所管課が必要な指導等を行っていただければ適切に処理されていたと思われる内容である。

基本協定書等の遵守について、経理状況や定められた管理運営業務の履行状況など適宜把握し、指定管理者に対して適切な指導・監督を行なわれたい。

(商工振興課)

株式会社ラソクラフト

1 指定管理者の概要

- (1) 名 称 株式会社ラソクラフト
- (2) 所 在 地 京丹後市丹後町間人1830番地
- (3) 設立年月 平成28年6月23日
- (4) 役員構成 代表取締役1人、取締役2人
- (5) 指定期間 平成29年4月1日

2 監査対象施設の概要

(1) 対象施設

区 分	内 容
施設名称及び所在地	京丹後市農林漁業体験実習館、地域休養施設 はしうど荘 京丹後市丹後町間人632番地の1
施設の構造	鉄筋コンクリート造2階建て
敷地面積	14,347.13㎡（管理面積約3,381㎡）
施設の面積	建築面積 1,194.57㎡、 延床面積 1,482.57㎡
開設年	昭和60年6月 ※平成15年リニューアル
施設内容	温泉、宿泊施設、会議室、研修室、駐車場（大型1台、乗用22台）
源泉概要	ナトリウム・カルシウム・硫酸塩泉
休館日	定めなし
利用時間	宿泊：午後3時～翌日午前10時 個室：午前9時～午後6時 会議室：午前9時～午後6時 研修室：午前9時～午後6時 浴室：午前11時～午後10時 体験実習：午前9時～午後6時

(2) 対象施設

区 分	内 容
施設名称及び所在地	京丹後市郷土文化保存伝習施設 伝習館 京丹後市丹後町間人633番地の1
施設の構造	木造瓦葺平屋建て（一部2階建て）
敷地面積	上記（1）の敷地面積に含む
施設の面積	建築面積 256.49㎡、延床面積 256.49㎡

開設年	平成4年3月
施設内容	研修室、そば打ち体験室
休館日	定めなし
利用時間	多目的研修室：午前9時～午後6時 体験室：午前9時～午後6時 体験実習：午前9時～午後6時

(3) 利用者の状況 (単位：人)

	平成30年度	平成29年度	対前年増減率	平成28年度	平成27年度
宿泊利用者	4,373	3,564	22.7%	4,327	4,361
温泉利用者	34,666	33,614	3.1%	31,954	32,059
食堂利用者	2,265	1,809	25.2%	732	594
合計	41,304	38,987	5.9%	37,013	37,014

(4) 利用料金等の収入状況 (単位：千円)

	平成30年度	平成29年度	対前年増減率	平成28年度	平成27年度
利用料金収入	65,193	54,854	18.8%	51,325	64,104
売店・食堂収入	14,515	11,190	29.7%	9,307	10,677
その他収入	0	0	—	1,146	1,216
指定管理料	3,385	3,058	10.7%	3,196	3,409
合計	83,093	69,102	20.2%	64,974	79,406

注：平成28年度以前は前指定管理者による管理

注：公の施設の指定管理者に係る調書等より抜粋

注：利用者の状況と利用料金等の収入状況は、はしうど荘の数値を掲載

3 職員の配置

平成30年度末現在の施設の職員数は、次のとおりである。

- (1) 施設管理者 1人 ※常勤
- (2) 総務・企画 1人 ※常勤
- (3) 会計 1人 ※常勤
- (4) 支配人 1人 ※常勤
- (5) 調理人 1人 ※常勤
- (6) 受付・予約 3人 ※常勤1名、非常勤2名
- (7) 接客・客室 6人 ※非常勤

4 指定期間

平成29年4月1日～令和3年3月31日（4年間）

5 指定管理料

平成30年度 3,385,000円（平成29年度：3,058,000円）

6 施設の利用状況

平成30年度の施設の営業日数は335日で前年度と同じである。宿泊、温泉及び食堂の利用状況は下記のとおりである。

（1）宿泊の状況

平成30年度のはしうど荘の利用者数は4,373人であった。平成29年度の3,564人と比較すると809人（22.7%）増加している。

（2）温泉の状況

平成30年度の温泉の利用者数は34,666人であった。平成29年度の33,614人と比較すると1,052人（3.1%）増加している。

（3）食堂の状況

平成30年度の温泉の利用者数は2,265人であった。平成29年度の1,809人と比較すると456人（25.2%）増加している。

7 収支の状況

平成30年度の収支の概要は、収入が83,093,303円である。このうち市からの指定管理料は3,385,000円である。施設利用料金収入は65,193,462円で、内訳は温泉入浴料収入が7,731,780円、宿泊料収入が57,461,682円である。売店・食堂収入は14,514,841円である。施設内に設置された自動販売機の収入879,391円は本事業（指定管理者事業）収入として売店・食堂収入に計上されている。

一方、支出は80,451,264円で、人件費31,110,651円、食堂仕入費17,031,266円、温泉燃料費4,367,916円、水道光熱費9,117,137円、支払手数料4,872,413円、装備衛生費2,881,322円、修繕費1,766,762円、広告宣伝費1,036,846円などである。これにより収支は、2,273,039円の黒字決算となっている。

8 監査の意見

監査の着眼点に基づき、実地調査、書面監査及び担当者からの説明聴取を行っ

た結果、基本協定書、業務仕様書に係る施設の運営管理、業務の内容及び履行方法に一部改善、検討を要する事項が見受けられた。

なお、軽微な注意事項については、その都度、監査時に口頭で指摘した。

(1) 緊急時の対応について

協定書等では、指定管理者は災害、事故等の緊急時の対策についてマニュアルを作成するとともに、職員等に対する指導及び訓練を義務付けているが、いずれも対応がとられていなかった。

マニュアルを早急に作成するとともに避難訓練等を実施し、危機管理体制を整備されたい。

(指定管理者)

(2) 保険加入について

施設に係る火災保険は、市が加入することとなっているが、指定管理者も任意加入している。日常的に指定管理者が自ら調理して提供する施設では、飲食物に起因する損害に対する賠償保険への加入が必要と考えられるが、指定管理者は適切に加入していた。

なお、施設内で指定管理者の瑕疵により発生した事故の場合は、その損害を賠償しなければならないため、指定管理者は、傷害・責任賠償保険加入の必要性について検討されたい。

(指定管理者)

(3) 利用者アンケート等の実施について

基本協定書等に規定されている利用者の要望等の把握は、客室に備え付けている宿泊者アンケート等により行なわれていた。アンケートは利用者層や利用目的、意見、要望などを把握できる資料となり、その結果を分析することで施設管理等に有効な情報が得られるため、今後も実施されたい。

指定管理者は、アンケート結果を自己評価した上で所管課に報告を行い、所管課はその結果や改善事項等について指導・助言に努められたい。

(指定管理者、観光振興課)

(4) 伝習館の利用促進について

はしうど荘に併設している伝習館は、多目的研修室やそば打ち体験室等を備えた立派な建物であるが、利用状況は平成30年度が16件、前年度が13件と非常に低い。この原因が、市民ニーズの変化によるものか、あるいは運営上の問題によるものかを分析するとともに、民間のノウハウを生かして時代に即した柔

軟で弾力的な施設の利用を検討するなど、利用促進に向けた対策を講じていく必要がある。

(指定管理者、観光振興課)

(5) 指定管理者に対する指導・監督について

事業報告書は、協定書等の規定に基づき期日までに提出され、所管課が収受していた。事業収支の支出に係る各経費の計上額を財務報告書で確認したが、数値が一致していない箇所があるなど記載内容に不備が見受けられた。所管課は、事業報告書の記載内容について十分精査されたい。

指定管理者の規模や事業形態は様々であるため、比較的小規模の団体に対しては、提出書類の記載内容にもきめ細かな指導が必要である。所管課は、モニタリング等を通じて指定管理者に対する指導・監督に努められたい。

(観光振興課)

(6) 施設の今後の在り方について

市内には温泉施設が点在しており、各施設が果たす役割は異なるが、それぞれ特色を持っており、その施設の魅力にもつながっている。指定管理者は、経営の安定に向け、更なる利用者の確保や収益の改善に取り組まれたい。

一方、伝習館は、利用がほとんどない状況となっている。改善に向けた課題が山積している中、所管課は施設の設置者として管理運営を指定管理者に任せきりにすることなく、業務の実施状況及び管理状況を随時確認するなど適切な指導監督に努められたい。

今年は、4年の指定期間の3年目となり、次期指定に向けた対応も迫られることになる。事業計画で経営目標を明確にし、事業の実施状況の確認と事業成果の評価が必要である。時代の変化や多様化する顧客ニーズの変化に対応するため、指定管理者と所管課が連携し、施設の特徴を生かした取組やPR活動の強化など、魅力ある施設づくりを期待する。

(指定管理者、観光振興課)